

規則集

(平成 27 年 7 月 14 日改訂版)



一般社団法人 京都損害保険代理業協会

会 費 規 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人京都損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第 46 条の規定に基づき、定款 8 条に定める入会金及び会費に関して以下のとおり規則を定める。

(入会金・会費額)

第 2 条 本会の入会金及び会費の額は、定款 25 条三の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

第 3 条 入会金の額は、定款第 6 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

一 正 会 員	入 会 金	3,000 円
二 一般会員	入 会 金	0 円
三 賛助会員	入 会 金	0 円

第 4 条 会費の額は、定款第 6 条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

一 正 会 員	年 額	20,000 円
二 一般会員	年 額	5,000 円
三 賛助会員	年 額	20,000 円

(平成 21 年度からの会費の納入方法)

第 5 条 正会員・一般会員・賛助会員の会費額の納入方法は年一回払いとする。

本会からの請求に従って、口座引落としまたは振込の方法で納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(会費の納入期限)

第 6 条 会員は当年度会費の請求があった時は、速やかに支払わなければならない。

納入期限はその年の 8 月 31 日とする。

(年度途中入会者の取扱方法)

第 7 条 年度途中の入会者は、定款 7 条（入会の方法）による入会承認後、次項による方法で入会金及び会費を納入する。

2 入会の翌月より年度末（3 月）までを正会員は次の通り 4 半期、一般会員・

賛助会員は半期に分けて会費を現金で納入する。

一 正 会 員	入 会 金	3,000 円	年 会 費	20,000 円	4 月～6 月入会
正 会 員	入 会 金	3,000 円	年 会 費	15,000 円	7 月～9 月入会
正 会 員	入 会 金	3,000 円	年 会 費	10,000 円	10 月～12 月入会
正 会 員	入 会 金	3,000 円	年 会 費	5,000 円	1 月～3 月入会
二 一般会員	入 会 金	0 円	年 会 費	5,000 円	4 月～9 月入会
一般会員	入 会 金	0 円	年 会 費	2,500 円	10 月～3 月入会
三 賛助会員	入 会 金	0 円	年 会 費	20,000 円	4 月～9 月入会
賛助会員	入 会 金	0 円	年 会 費	10,000 円	10 月～3 月入会

(会費の滞納)

第 8 条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。

2 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、再度期限を定めて督促を行う。

3 前項の再度の期限を経過してもなお会費が納入されない場合を滞納とする。
ただし滞納の認定にあたっては理事会の決議をもって滞納者と認定する。

4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

(変更)

第 9 条 本規則の改廃は定款第 46 条の規定に従い理事会の決議を経なければならない。

但し、入会金及び会費の額並びに納入方法は、定款第 25 条三により総会の決議を経なければならない。

附 則

(施行日)

1 この規則は、本会の設立登記があった日より施行する。

(規則の改定)

2 平成 26 年 12 月 17 日理事会において、第 9 条変更（規則変更決議）

支 部 会 規 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人京都損害保険代理業協会（以下「本会」という）は定款第 34 条の規定に基づき支部を設け、同第 34 条第 2 項に基づき本規則を定める。

(位置付け)

第 2 条 本会は、支部活動を本会の目的並びに事業を達成するための基本活動と位置付け、その充実と活性化を図る。

2 支部の設置、区分、境界等の変更は理事会の決議による。

(設置する支部)

第 3 条 本会は、次の支部を設ける

一 中北支部

二 東支部

三 西支部

四 南支部

五 洛南支部

六 北部支部 舞鶴ブロック・福知山ブロック・丹後ブロック

(支部の新設)

第 4 条 前条に定める支部の他に支部を設けようとする者は、その理由を付して会長へ申請し、会長は理事会の承認を得て設置することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、理事会の承認を得て支部を新設することができる。

(細 則)

第5条 支部は、定款、本規則に反しない限りにおいて、支部細則を設けることができる。

- 2 支部細則を設ける場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(支部の役員)

第6条 支部は支部総会において、次の支部役員を選出し、支部の運営にあたる。

支 部 長	1 名
副支部長	若 干 名
事 務 局	1 名
会 計	1 名
幹 事	若 干 名

- 2 支部役員の任期は、定款 18 条に準ずる。

(理事候補者の選出)

第7条 支部長及び、副支部長の内 1 名は、支部総会において本会理事候補者として理事会に推薦され、理事会は総会に推薦する。

- 2 支部総会において、前項のほかに支部ごとに支部会員数 40 名に 1 名の割合で本会理事候補者を理事会に推薦する。但し、支部会員数が 40 名に満たないときも、1 名を本会理事候補者として理事会に推薦するものとする。本会総会で選任される理事の候補者数の基礎となる支部の会員数の基準日は、その総会前年の 12 月 31 日における支部の会員数とする。
- 3 支部総会において前各項のほかに、支部の実情に応じて理事会より割り当てられた本会理事候補者数の範囲内で、本会理事候補者を理事会に推薦することができる。
- 4 支部長・副支部長を除く支部の役員は、支部長が選任する。

(委員の選出)

第8条 支部総会は定款 35 条に定めるところの委員会の委員候補者を選出する。

(支部長会議長)

第9条 支部長会は、支部長で組織する。

- 2 支部長会は、支部長会議長を選出し、議長は本会の理事会に出席する。
- 3 支部長会議長の職務・権限・任期は定款第 17 条及び 18 条に準ずる。

(規則の改正)

第10条 支部細則の改廃は、支部総会の決議による。

(施行日)

第11条 この規則は、本会の設立登記があった日より施行する。

附 則

(規則の改定)

- 5 平成 27 年 5 月 27 日総会において、第 3 条変更 (規則変更決議)

委員会規則

(総 則)

第1条 一般社団法人京都損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は定款第35条及び第46条に基づき、本規則を定める。

(種 類)

第2条 委員会は、常設委員会、特別委員会に区分する。

常 設 委 員 会

(設 置)

第3条

本会は、会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、主管事項に常設委員会を設置する。

- 2 委員会は、その主管事項に関し会長又は理事会の諮問にこたえ、委員長は、理事会出席して報告を行い、意見を述べることができる。

(種類主管業務)

第4条 本会は、

常設委員会を次の通り設置し、主管業務を定める。

- ① 広報委員会 京都代協ニュース等のホームページ作成開示更新。
 - ② 教育委員会 本会の教育事業に関する調査、研究、答申及び推進、セミナー開催学習活動を主たる業務とする。
 - ③ 事業企画委員会 ボウリング・ソフトボール等スポーツ・文化行事の企画並びに社会見学等の開催による会員相互の親睦の向上をはかる。収益事業と提携企業の紹介斡旋。
 - ④ 組織委員会 会員増強の推進、財政の確立、増設。
 - ⑤ 募集環境委員会 募集環境整備の秩序の維持。
 - ⑥ 全国国民年金委員会 損害保険代理業国民年金基金の募集取扱業務。
 - ⑦ 地域奉仕・地球環境委員会 献血・チャリティー募金・クリーン作戦・地域社会へ奉仕する事業への取り組み。
 - ⑧ 支部長会議 各支部の総括及び全会員の参加活動を促進。
 - ⑨ 顧問弁護団室 会員ならびに顧客による法律相談室（弁護士、司法書士）。
 - ⑩ 代申部会 代申別に於ける情報交換、商品研究会を通じ親睦を図る。
- 2 前項に定める主管業務のうち、具体的対応、陳情、折衝、実施に関する業務は、理事会の承認を経てこれを行う。

第5条 常設委員会の構成は、それぞれ委員若干名とし、うち1名を委員長とする。

- 2 委員のうち1名を副委員長とすることができる。

(職務と権限)

第6条 委員長は、常設委員会を代表し、常設委員会を招集してその議長となる。ただし常設委員会の招集には会長の承認を得なければならない。

- 2 委員長は、常設委員会の主管事項について、理事会に出席して報告を行い、意見を

述べることができる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠員のときはその職務を行う。

4 委員は、常設委員会に出席し、委員会の主管事項を遂行する。

(選 任)

第7条 委員は、理事会の推薦に基づいて理事会において選任する。

2 委員は、定款6条に定める正会員及び一般会員の中から選任する。

3 前項の規定にかかわらず委員若干名を会員以外から選任することができる。

4 支部は、理事会からの要請に応じて委員候補者を選出しなければならない。

5 委員長は、理事会の決議を経て、会長が理事の中から選任する。

6 副委員長は、委員の互選、又は委員長の指名で、理事の中から選任する。

(任 期)

第8条 委員の任期は1期2年とし、本会役員の改選が行われる総会終了時に始まり、2年後の総会終了時に終わる。

2 委員が任期中に欠員となったときは、欠員となった委員の所属する支部の推薦に基づき理事会が補充の委員を選任する。

3 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解 任)

第9条 委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその委員を解任することができる。

(代理者)

第10条 委員は、常設委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議 決)

第11条 常設委員会の審議は、出席した委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第12条 委員長は、常設委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

2 議事録の作成は、委員長の指名で出席した委員に委託することができる。

特 別 委 員 会

(設 置)

第13条 会長は、定款第3条に定める目的を達成し、定款第4条に定める事業を展開するため必要と認めたときは、特定の事項につき会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、特別委員会を設置することができる。

2 会長は、前項の特定の事項につき特別委員会がその職務を完了したと認めたときは、理事会の決議を経て、これを解散する。

(構 成)

第14条 特別委員会の構成は、特別委員若干名とし、うち1名を特別委員長とする。

2 特別委員のうち1名を特別副委員長とすることができる。

(職務と権限)

第15条 特別委員長は、特別委員会を代表し、特別委員会を招集してその議長となる。ただし特別委員会の招集には会長の承認を得なければならない。

2 特別委員長は、特別委員会の担当する職務について、会長の承認を得て、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

3 特別副委員長は、特別委員長を補佐し、特別委員長に事故があるときは、その職務を代理し、特別委員長が欠員のときはその職務を行う。

4 特別委員は、特別委員会に出席し、特別委員会の主管事項を遂行する。

(選任)

第16条 特別委員は、理事会の決議を経て、会長が選任する。

2 支部は、会長からの要請があったときは、特別委員候補者を推薦しなければならない。

3 特別委員長は、理事会の決議を経て、会長が特別委員の中から選任する。

4 特別副委員長は、特別委員の互選、又は会長の指名により、特別委員の中から選任する。

(任期)

第17条 特別委員の任期は特別委員会の設置期間とする。

2 特別委員が任期中に欠員となったときは、会長が理事会の決議を経て、補充の特別委員を選任する。

3 補充の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第18条 特別委員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する行為があったとき、あるいは本会の名誉又は信用をき損する行為をしたときは、理事会の決議によりその特別委員を解任することができる。

(代理者)

第19条 特別委員は、特別委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ特別委員長の承認を得た場合はこの限りではない。

(議決)

第20条 特別委員会の審議は、出席した特別委員の過半数の賛同をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第21条 特別委員長は、特別委員会の議事について議事録を作成し、理事会に提出しなければならない。

2 議事録の作成は、特別委員長の指名で出席した特別委員に委託することができる。

附 則

(変 更)

- 1 本規則の改廃は、理事会の決議による。

(施行日)

- 2 この規則は、本会の設立登記があった日より施行する。

(規則の改定)

- 1 平成 26 年 12 月 17 日理事会において、第 4 条、③変更（規則変更決議）

慶弔・顕彰規定

(慶 弔 規 定)

第 1 条 正会員の慶弔につき、次の通り慶祝金、弔慰金、香華料、を贈ることとし、各金額については、理事会で定める。但し、会員として、満 2 ヶ年以上在籍したものに限り、但し、京都損害保険代理業協会会員からの移行会員については通算するものとする。

- ① 正会員が結婚した時。1 万円
- ② 正会員が死亡した時。1 万円
- ③ 正会員の配偶者が死亡した時。5 千円
- ④ その他、会長が必要と認めたとき。

- 2 前項第 2 号、第 3 号について、役員が告別式に参列できないときは、弔電をおくる。
- 3 死亡時の対応として、まず香典を用意。香典辞退の場合は弔電、お花という順で対応する。
- 4 慶弔に関する情報が事務局に入った場合、会長・副会長および担当支部に連絡する。

(顕 彰 規 定)

第 2 条 会員が役員として、通算 5 期以上本会の運営発展に著しく貢献されたものが役員を継続・退任した場合、その功績をたたえる目的をもって、表彰状、記念品を贈呈する。本会退会後 1 年以内に推薦を受けたものも対象とする。但し、受賞後は重複して受賞できないものとする。

- 2 前項に関しては、理事会の審議を経て決定する。
- 3 京都損害保険代理業協会会員からの移行会員については、その期間を通算するものとする。

附 則

(規則の改正)

- 1 本規則の改廃は、理事会の決議による。

(施 行 日)

- 2 この規則は、本会の成立登記があった日より施行する。

(規定の改定)

- 3 平成 25 年 7 月 17 日理事会において、第 1 条①②③変更、3. 4 追加（規定変更決議）

会員の入退会規則

(総則)

第1条 一般社団法人京都損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第46条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関する事項について、以下のとおり規則を定める。

(入会の申込み手続き)

第2条 本会の会員になろうとするものは、定款第7条の規定に従って、所定の加入申込書を会長に提出し、かつ理事会の承認を得なければならない。

2. 加入申込書の記載事項は次のとおりとする。

- 一 名称又は氏名
- 二 住所又は所在地、電話番号、FAX番号、eメールアドレス
- 三 法人の場合は、代表者の氏名、役職名、生年月日、性別
- 四 個人の場合は、生年月日、性別
- 五 申込年月日
- 六 代理店登録番号・記号
- 七 その他、理事会が入会審査に必要な事項として定めた事項

3. 第1項に定める書面の提出は、なろうとする会員の種類を明らかにしたうえで、事務局を経由して会長に提出しなければならない。

(入会の審査)

第3条 会長は、前条の加入申込書を受領したときは、すみやかに入会の是非の審査を理事会で諮らなければならない。

- 2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の審査に必要な事項が整わないときは、審査を延期することができる。ただし、この場合は、事前に入会を希望する者にその旨を通知しなければならない。
- 3. 入会の審査を行うときは、次に掲げる審査基準に従って公正に行わなければならない。

(審査基準)

一 定款第6条第1項の会員（正会員）

- イ 保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者（保険会社、統括代理店（法人）と三者で代理店業務委託契約を締結し、統括代理店と共同して代理店業務を行う募集人1名の個人代理店（以下、「勤務型代理店等」という。）を除く。）であること

- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 権利義務の主体となることができるものであること
- ニ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ホ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ヘ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

二 定款第6条第2項の会員（一般会員）

- イ 保険業法第302条により届出がなされた正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人並びに勤務型代理店等であること
- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

三 定款第6条第3項の会員（賛助会員）

- イ 本会の事業及び目的に賛同すること
- ロ 本会の事業を賛助又は後援するものと認められること
- ハ 本会の名誉又は信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款・規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

（入会の時期）

第4条 入会の時期は、前条の第1項の審査で承認された日とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会長は入会の時期を定めることができる。ただし、前項の日よりも前の日を定めるときは、当該入会希望者が加入申込書を提出した日までを限度とする。
3. 会長は、入会の時期が定まったときは、遅滞なく当該入会希望者に通知しなければならない。

（入会の拒否）

第5条 理事会が入会申込みを否とするときは、本規則第3条第3項に定める審査基準のいずれによるものかを、明らかにしたうえで決定しなければならない。

2. 会長は、前項の決定をしたときは、当該入会希望者に対して前項で示された内容

を付して、遅滞なく通知しなければならない。

(任意退会の手続き)

第6条 本会の会員は、定款第10条の規定に従っていつでも本会を退会することができる。

2. 本会の退会を希望する会員は、所定の退会届を作成し、事務局を経由して会長に提出しなければならない。
3. 退会届の記載事項は次のとおりとする。
 - 一 名称または氏名
 - 二 代表者の氏名
 - 三 退会理由
 - 四 提出年月日
 - 五 その他、理事会が必要な事項として定めた事項
4. 会長は、退会届を受領した場合は、直ちに社員名簿から当該会員の記載を抹消しなければならない。
5. 退会した会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(資格喪失による退会の手続き)

第7条 定款第11条の規定により会員が除名されたときは、そのときを以って当該会員から退会届が出されたものとみなし、前条第4項の手続きをとることとする。

2. 定款第10条二号、三号に該当するに至り資格を喪失した会員は、その至ったときを以って退会届を提出したものとみなし、前条第4項の手続きをとることとする。
3. 前2項で退会の手続きを行った会員は、それ以降本会の会員と称し又は他に誤認されるような表示若しくは告知等を行うことはできない。

(退会の時期)

第8条 退会の時期は、会長が退会届を受領した日とする。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は退会の時期を定めることができる。

(附則)

第9条 本規則は、平成27年7月14日から適用する。

平成27年7月14日 理事会制定

倫 理 綱 領

損害保険代理業は、損害保険業の発展を通じ、社会の安全を守り、福祉の向上に貢献する公益性の高い職業である。

一般社団法人京都損害保険代理業協会の正会員に加盟する全ての損害保険代理店並びにその募集人は、社会が損害保険代理業に課する使命、責任、義務に深い自覚を持ち、社会の信頼にこたえ、その繁栄に資するため、常に研鑽につとめる。

よって、ここに倫理綱領を定め、その遵守と実践を宣言する。

1. われわれ損害保険代理業者は、損害保険ならびに代理店制度が社会の安定と福祉の向上を図るため、最善の制度であることを確認し、損害保険の普及につとめるとともに、尊い職責を完全に果たし、消費者の信頼を高めるよう努力する。
2. われわれ損害保険代理業者は、直接消費者に接する者として、常に知性、知識の研磨につとめ、資質を向上させ、消費者の需要に的確に対応し、損害保険代理業者としての機能を高度に発揮することを誓う。
3. われわれ損害保険代理業者は、名誉を重んじ、秩序を守り、公正な募集活動を推進し、同業者相互間においては、常に友好的関係を保持し、損害保険代理業の地位の向上につとめる。
4. われわれ損害保険代理業者は、損害保険会社及びその団体と友誼的関係を維持するとともに、英知を結集し、損害保険業の発展に寄与する。
5. われわれ損害保険代理業者は、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行う。

募 集 規 範

一般社団法人京都損害保険代理業協会

1. 目 的

全ての損害保険の募集に従事する者は、消費者の四つの権利（安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を述べる権利）を尊重し、以下に定める事項を遵守することによって一般消費者の利益に貢献することを目的とする。

2. 倫理規範

（１）社会性・公共性の自覚

損害保険事業は、社会・公共の利益に貢献する使命をもつことを、自覚しなければならない。

（２）自己研鑽

常に自己研鑽に励み顧客サービスの質を高めるよう、努力しなければならない。

（３）信義・誠実性

一般消費者に対し、常に公平公正で、信義を守り誠実でなければならない。

（４）信用の維持

常に自らの信用維持に努めなければならない。

3. 行動規範

（１）商品説明

商品内容を説明する場合は「パンフレット」または「契約のしおり」などにより、一般消費者が商品内容を理解し自主的な商品選択ができるよう、重要事項は必ず説明する。

（２）最適アドバイス

一般消費者のニーズに対し、適切な商品をアドバイスする。

（３）アフターサービス・アフターフォロー

契約後、適切なアフターサービス・アフターフォローを提供する。

（４）顧客情報の守秘

損害保険の募集に関し、秘密とすべき顧客情報は守秘する。

（５）法令の遵守

保険業法およびその他の法令を遵守する。

